

## 第5章 天塩川等洪水ハザードマップ

第1節 策定の根拠・方法等

第2節 洪水予警報の伝達方法及び災害時要配慮者関連施設

第3節 指定緊急避難場所・指定避難所

## 第1節 策定の根拠・方法等

### 1 根拠法令

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

また、同条第3項の規定により指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村長に通知を行う。

このことにより、同法第15条の規定に基づき市防災会議は、市地域防災計画において、洪水予報の伝達方法・避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

### 2 策定の方法

天塩川の浸水想定区域は、概ね1000年に1回程度起こる大雨（天塩川流域の3日間雨量343mm）が降ったことにより天塩川上流が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

剣淵川、犬牛別川、温根別川の浸水想定区域についても、概ね1000年に1回程度起こる大雨（剣淵川流域は24時間雨量423mm、犬牛別川流域及び温根別川流域は24時間雨量457mm）が降ったことにより、氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

また、新タヨロマ川をはじめとする市内26の河川についても、1時間あたりの雨量（60～120mm）を想定して、洪水氾濫危険区域を求めたものである。

### 3 浸水想定区域

市内において、水防法第14条第1項の規定により浸水想定区域の指定を行っている河川は次のとおりである。

- ① 天塩川水系天塩川
- ② 天塩川水系剣淵川
- ③ 天塩川水系犬牛別川
- ④ 天塩川水系温根別川

### 4 洪水ハザードマップ

北海道開発局又は北海道知事の浸水想定区域に関しての水深の公表に伴い、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置として、区域内の水深及び避難所等に関する情報を記載した印刷物を住民に配布する。

配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

## 第2節 洪水予警報の伝達方法及び災害時要配慮者関連施設

浸水想定区域に関する洪水予警報の伝達方法は、第2章第4節「気象業務に関する計画」において定める「洪水予報伝達系統図」（P33）又は「水防警報伝達系統図」（P34）による。

水防法第15条の規定による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保を必要とする「災害時要配慮者関連施設」（主に高齢者その他の災害時要配慮者が利用する施設）は、次のとおりである。

浸水想定区域内災害時要配慮者関連施設

| 区分      | 施設名称        | 所在地         | 電話      | FAX     | 河川名 |
|---------|-------------|-------------|---------|---------|-----|
| 保育所     | 上士別保育園      | 上士別町16線南2   | 24-2478 | 24-2478 | 天塩川 |
| グループホーム | 絆           | 朝日町中央4026番地 | 28-2230 |         | 天塩川 |
| 児童館     | あけぼの子どもセンター | 東3条10丁目2番地2 | 23-3274 | 23-3284 | 剣淵川 |
| 保育所     | 南町保育園       | 東2条14丁目     | 23-1789 | 23-1789 | 剣淵川 |
| 保育園     | あいの実保育園     | 東5条7丁目      | 26-7100 |         | 剣淵川 |
| 幼稚園     | 士別幼稚園       | 大通西4丁目      | 23-2766 | 22-4474 | 剣淵川 |
| 幼稚園     | カトリック士別幼稚園  | 東3条1丁目      | 22-3502 | 23-5393 | 剣淵川 |
| 幼稚園     | 瑞祥幼稚園       | 大通東10丁目     | 23-2729 | 23-3348 | 剣淵川 |
| グループホーム | 和           | 東1条2丁目440番地 | 22-1756 |         | 剣淵川 |
| 介護施設    | 至福の館 金さん銀さん | 大通東15丁目     | 29-7171 | 29-7172 | 剣淵川 |
| 介護施設    | 紫苑館         | 東1条15丁目     | 26-7878 |         | 剣淵川 |
| 介護施設    | 一期一会        | 西1条18丁目     | 22-4260 | 22-0680 | 剣淵川 |
| 老人ホーム   | 佳しの木        | 西1条18丁目     | 22-4260 |         | 剣淵川 |
| 老人ホーム   | せんの木        | 西1条18丁目     | 22-0510 |         | 剣淵川 |
| 老人ホーム   | あじさい        | 東6条5丁目      | 22-3966 | 22-3986 | 剣淵川 |

### 第3節 指定緊急避難場所・指定避難所

洪水（土砂災害等を含む。）時の指定緊急避難場所及び指定避難所は、資料P14「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」のとおりである。

なお、洪水ハザードマップでは、各地域における避難所を分かりやすく明確にするため、指定緊急避難場所及び指定避難所のうち次のものを優先的に避難所として指定している。

士別市洪水ハザードマップ指定避難所

| 避難所        | 住所            | 該当自治会  |
|------------|---------------|--|
| いきいき健康センター | 西2条3丁目1924番地3 | にってん、観月、七星、南親会、親和、第9、駅南、北光（西部）                                   |
| 士別市民文化センター | 士別市東6条4丁目1番地  | 北光（東部）、兵村、北町、屯田、九十九、宮下、第1、東山（北部）、桜丘、親栄、第三、第4、5町内、中央、東丘、創成、川西、中士別 |
| 士別南中学校     | 東4条17丁目       | 東山（南部）、あけぼの、東栄、南町南栄、南町第2、南町南郷、南町南進、南町南光                          |
| 南士別自治会館    | 南士別町          | 南士別  |
| 環境センター     | 西士別町2549番地    | 学田、西士別   |
| 多寄研修センター   | 多寄町36線西4番地    | 多寄地区自治会、下士別、武徳   |
| 上士別小・中学校   | 上士別町16線南2番地   | 上士別地区自治会   |

| 避難所           | 住所            | 該当自治会  |
|---------------|---------------|--|
| 教信寺           | 温根別町2676      | 温根別地区自治会   |
| あさひサンライズホール   | 朝日町中央4038番地   | 朝日地区自治会  |
| 保健福祉センター      | 東11条5丁目3029番地 | 1000年に1度の大雨が予想される場合に開設し、自治会関係なく、災害対策本部の指示により避難者を受け入れる。 |
| ほくと子どもセンター    | 東4条北5丁目       |  |
| 土別神社          | 東8条北1丁目436番地  |  |
| 土別同友会カントリークラブ | 東8条15丁目       |  |
| 北星保育園         | 東5条北5丁目       |  |
| 土別小学校(2階以上)   | 東3条北3丁目       |  |
| 翔雲高校          | 東6条北6丁目       |  |
| 総合体育館(2階以上)   | 東4条3丁目        |  |
| 兼内公民館         | 上土別町25線北2番地   |  |
| 多寄小・中学校       | 多寄町37線西2番地    |  |
| 糸魚小学校         | 朝日町中央4050番地   |  |
| 朝日中学校         | 朝日町中央4050番地   |  |
| あさひスキーロッジ     | 朝日町中央6656番地   |  |

(資料P13：「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」)